

鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鴻巣市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震化を図るため、市内における住宅の耐震診断を行う者に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法若しくは精密診断法又はこれらと同等の耐震診断法に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「建築士」という。）が行う地震に対する耐力診断をいう。

(助成の対象となる耐震診断)

第3条 助成の対象となる耐震診断は、市内の建築事務所に所属している建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている建築士が行うものとする。

(助成の対象者)

第4条 助成の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有し、居住し、及び市税を滞納していないもの（個人に限る。）とする。

(1) 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築された戸建て住宅又は併用住宅（居住部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）

(2) 地上2階建以下の住宅で在来軸組工法又は枠組壁工法により建築されたもの

(3) 耐震診断が当該助成金の交付年度の3月31日までに完了するもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、耐震診断に要した費用の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成の対象となる住宅の固定資産（土地・家屋）評価証明書

- (2) 申請者の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付要件に適合すると認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の通知を受けた申請者（以下「適合者」という。）は、耐震診断が終了したときは、速やかに鴻巣市木造住宅耐震診断完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築士が作成した耐震診断報告書
- (2) 耐震診断に要した費用を証する書類
- (3) 耐震診断契約書の写し

(助成金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事項を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金確定通知書（様式第4号）により適合者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第10条 前条の通知を受けた適合者は、鴻巣市木造住宅耐震診断助成金請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月23日告示第362号）

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。

(鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の一部改正)

2 鴻巣市告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示(令和3年鴻巣市告示第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1鴻巣市木造住宅耐震診断助成事業要綱(平成22年鴻巣市告示第60号)の項を削る。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

附 則 (令和8年4月1日告示)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。